

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社サックスバーホールディングス			コード	9990
提出日	2026/6/22		異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	丸山 文夫	社外取締役	○													○		有
2	小林 登志子	社外取締役	○													○	新任	有
3	遠藤 恭彦	社外取締役	○													○		有
4	水野 純	社外取締役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		税理士の資格を有し、税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行つき、客観的視点で適切な意見をいただけると判断したためであります。また、当社と取引関係が一切ないことから、意思決定に対して影響を与える可能性はなく、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
2		直接会社経営に関与された経験はありませんが、専門学校学校長としてデザイン分野における専門的な知識、教育プログラムに対して実務経験を有しており当社の業務執行につき、客観的視点で適切な意見をいただけると判断したためであります。また、当社と取引関係が一切ないことから、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
3		CFE（公認不正検査士）の資格を有し、専門的な知見および株式や経営に関し豊富な経験と見識を有しており、独立した立場で客観的な視点による適切な監査・監督により当社の経営体制の強化に資する役割を果たしていただけると判断したためであります。また、当社取引関係が一切ないことから、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
4		長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験や見識を活かし、経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の監査・監督を期待できると判断したためであります。また、当社取引関係が一切ないことから、当社からは完全に独立した立場であり、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。